

令和5年度中山間地域等直接支払制度の改正（概要）

1. 要領改正による変更事項

- ・ 基盤強化法等の改正により地域計画の策定が法律で定められた。
集落協定が地域計画の協議の場に参加して地域の関係者と協議し、市町村が当該集落協定に係る全ての協定農用地を含む地域計画を定めた場合、市町村における地域計画の策定が集落戦略の策定とみなされる。
- ・ 活性化計画に中山間直払交付金を位置づけている場合、その申請書類一式を提出していれば、事業計画の認定時に添付する書類を省略できる。

2. 制度の適切な運用の通知

(1) 市町村が行う実施状況確認の徹底

- ・ 対象農用地について、耕作又は適切な維持・管理（作物の栽培が可能な状態）の確認について、改めて現場に徹底されたい。

(2) 市町村における実施状況の公表

- ・ 本制度の透明性をより一層確保する観点から、交付金の配分割合や交付金の使途について公表事項に含めるよう通知。

(参考)

【中山間運用通知（抜粋）】

第 16 実施状況の公表等

- 1 国は都道府県ごとの、都道府県は市町村ごとの、市町村は集落ごとの次に掲げる事項等を公表する。

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額
- (4) 農業生産活動等の実施状況
- (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

(3) 地域計画の協議の場への集落協定の積極的参加の働きかけ

- ・ 集落戦略と地域計画について、上記のとおり、取り扱いを見直したところである。集落戦略の作成の有無に関わらず、積極的に地域計画の協議の場に参加するよう市町村から集落協定に働きかけ。